

基発 0717 第 2 号
令和 8 年 7 月 17 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の公布について

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 60 号。以下「改正法」という。）については、本年 4 月 7 日に第 221 回国会に提出され、本年 7 月 10 日に可決成立し、本日公布されたところである。

女性の労働参加の進展など、近年の就業構造の変化や働き方の多様化等を踏まえ、労働災害に対する幅広いセーフティネットを整備するため、労働者災害補償保険の遺族補償年金における支給要件等の見直し、労働者災害補償保険の特別加入団体に係る要件の法定化、労働者災害補償保険の適用事業に関する暫定措置の廃止等の措置を講ずるものである。

改正法の内容及び施行期日等は第 1 から第 5 までのとおりであり、改正法の施行のために必要な関係政省令等は、今後、労使等の関係者の意見を聴きつつ検討することとしている。

貴職におかれては、改正法の円滑な施行に万全を期すため、以上のことを十分御理解の上、所要の準備に努められたい。

記

第 1 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の一部改正

1 遺族補償年金における支給要件等に関する事項

- (1) 遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金及び遺族年金（以下「遺族補償年金等」という。）を受けることができる遺族の要件について、夫が 60 歳以上であること又は厚生労働省令で定める障害の状態にあることという要件を削る。（第 16 条の 2 第 1 項関係）
- (2) 遺族補償年金等について、遺族の人数が一人であり、当該遺族が 55 歳以上又は厚生労働省令で定める障害の状態にある妻である場合の額の特例を廃止し、遺族の人数が一人である場合の額を一律で給付基礎日額の 175 日分とする。（第 16 条の 3 第 4 項、別表第 1 関係）

- 2 特定の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者等を構成員とする団体に関する事項
 - (1) 特定の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者等を構成員とする団体が労働者災害補償保険の適用を受けることにつき政府が承認するための要件として、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第33条第1項に規定する業務であって労働者災害補償保険に係る保険関係に係るもの、業務災害の防止に関する活動に係る業務その他の労働者災害補償保険に係る保険関係に係る業務を適切に実施することができる団体として厚生労働省令で定める要件に適合するものであることを定める。（第35条第1項関係）
 - (2) 政府は、(1)の承認を受けた団体（以下「承認団体」という。）の労働者災害補償保険に係る保険関係に係る業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、当該承認団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとするとともに、承認団体がこの命令に違反したときは、当該承認団体についての保険関係を消滅させることができるものとする。（第35条第4項、第5項関係）
- 3 労働者災害補償保険法第29条第1項各号に掲げる事業であって労働者災害補償保険の適用事業に係る労働者及びその遺族に対して行われるものとして政令で定める事業の実施に関する決定に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができるものとする。（第38条第1項関係）
- 4 療養補償給付、休業補償給付、葬祭料、介護補償給付、複数事業労働者療養給付、複数事業労働者休業給付、複数事業労働者葬祭給付、複数事業労働者介護給付、療養給付、休業給付、葬祭給付及び介護給付を受ける権利について、これらの保険給付の原因である事故に係る疾病が、その性質上、労働者災害補償保険法第12条の8第2項に規定する災害補償の事由に該当するものかどうか等を容易に判断することができない疾病として政令で定めるものである場合には、当該保険給付を受ける権利の消滅時効の期間を2年から5年に延長する。（第42条第1項関係）
- 5 その他所要の改正を行う。

第2 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）の一部改正

- 1 特別遺族年金を受けることができる遺族の要件について、第1の1の(1)に準じた改正を行う。（第60条第1項関係）

2 その他所要の改正を行う。

第3 労働基準法（昭和22年法律第49号）の一部改正

- 1 災害補償の請求権の消滅時効の期間について、第1の4に準じた改正を行う。（第115条第2項関係）
- 2 その他所要の改正を行う。

第4 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第83号）の一部改正

政令で定める事業について、当分の間、労働者災害補償保険の適用事業としない暫定措置を廃止する。（附則第12条関係）

第5 施行期日等

1 施行期日

改正法は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行する。（附則第1条関係）

- （1）3の一部 公布の日
- （2）第4及び3の一部 公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日

2 検討規定

政府は、改正法の施行後5年を経過した場合において、改正法による改正後のそれぞれの法律の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。（附則第12条関係）

3 経過措置及び関係法律の整備

改正法の施行に関し、必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行う。